

第3 計画の基本理念

1 基本理念

障がい種別を問わず、障がいのある人もない人も地域で安心して自立した生活をおくるために必要な情報の提供や相談支援体制の整備、福祉サービスの充実や社会参加を促進するための就労支援など、地域全体で支え合う社会の実現を目指し、

「その人らしい暮らしのためのまちづくり」を基本理念とします。

本市における平成10年度に策定した前計画では、障がいのある人もない人も一般社会の中でともに同じように生活を営める社会こそが「ノーマライゼーション」理念に基づき、「ぬくもりのある福祉のまちづくり」を目指し、障がい者施策を推進してきました。この間、障がい者を取り巻く環境は大きく変化していますが、「ノーマライゼーション」理念は普遍的テーマであることから、本計画においてもその理念を発展継承していきます。

2 基本方針

(1) 生活支援

障がい者が地域で安心して暮らせるよう、サービスの充実を図り、きめ細やかなサービス提供を図ります。

(2) 生活環境

障がい者が地域で安心して生活し、積極的に社会参加できるよう、バリアフリーな環境の整備に努めます。

(3) 保健・医療

障がいの予防と早期発見に努めるとともに、障がい者が必要に応じ、安心して適切な保健医療サービスを受けられるよう、制度の周知や在宅医療の充実を図ります。

(4) 教育・育成

障がい児が将来、社会に出て自立して生活ができるよう、早期の段階から障がいの状況と成長段階に応じた適切な指導が必要です。

このため、小中学校においては、障がいの重度、重複化、多様化に応じ、一人ひとりに応じた指導を一層充実させて行くとともに、特別支援教育の充実を図り、多様な要望に答えられる支援体制の構築を図ります。

(5) 就労支援

障害者自立支援法により再編された施設・事業のサービス体系の下、雇用政策と連携を図りつつ、個々の意欲や適性を踏まえ、地域や企業・関係機関との連携を推進し、就労実現のための支援体制の整備に努めます。

(6) 社会参加

障がいのある人が、自立を目指す自覚を持ち、地域社会のあらゆる活動にそれぞれの能力を十分に発揮して、積極的に参画し生きがいを持って暮らすことができるよう、情報提供や社会参加の機会を確保できるよう努めます。

(7) 啓発・広報

障がいについての正しい知識や理解がされるよう、啓発活動の充実に努めます。